

告示

埼玉県告示第千十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地の十五 外十五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前） 三万七千六百三十五平方メートル

（変更後） 三万五千七百三十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二百六十二台（隔地駐車場計五か所）

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二百六十二台（隔地駐車場計四か所）

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後八時

（変更後） 午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前七時から午後十一時外

（変更後） 午前八時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 六か所（隔地駐車場五か所計） 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 六か所（隔地駐車場四か所計） 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前八時から午後七時三十分

（変更後） 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和七年四月二十八日

ニ 届出年月日

令和六年八月二十七日

二 縦覧期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課